

2-3 地方公共団体による要援護者支援の現場における個人情報適正活用 に向けた取組事例

(1) 神奈川県伊勢原市

〈取組の概要〉

伊勢原市では、災害時要援護者避難支援計画を策定し、民生委員を介した同意方式による要援護者名簿の作成を行っており、行政、自主防災組織の代表、民生委員で名簿の共有をしている。

また、災害時要援護者に避難準備情報等を伝達し、避難の支援を行う避難支援者（自主防災組織代表、民生委員）において、個人情報の保有に対する「過剰反応」が見られたため、チラシの配布や説明会の実施によりその対応を行っている。

〈取組のポイント〉

民生委員のネットワークを利用し、要援護者名簿を作成している。

避難支援者が個人情報を管理することに対して過剰反応を示したが、チラシ配布と説明会の実施で緩和している。

(i) 「個人情報」を取り巻く環境

(ア) 伊勢原市における個人情報保護の動き

伊勢原市では、平成 11 年 4 月に伊勢原市個人情報保護条例が施行された。

災害時要援護者避難支援については、平成 18 年 9 月から検討が行われ、平成 19 年 3 月に災害時要援護者避難支援計画が策定され、同年 4 月に施行された。現在は、同支援計画に基づいて、要援護者の登録と避難支援者等の選定を行っている。

(イ) 伊勢原市における「過剰反応」

支援計画に規定されている対象者と直接相対する民生委員や支援活動の責任者となる自主防災組織の代表（自治会長）において、個人情報保護法上の義務を負うことを敬遠して、支援計画への協力を拒否する対応が見られた。

(ii) 個人情報の適正利用における取組内容

(ア) 具体的な取組内容

個人情報収集の方法

伊勢原市災害時要援護者避難支援計画で要援護者と規定される対象者に対し、民生委員を介して、避難支援登録カードを配布し、回収している。民生委員が要援護者と既知の場合は、そのまま訪問するが、既知でない場合は、行政のもつ福祉情報から要援護者を判別し、民生委員が訪問する旨を事前にことわって、訪問の同意を得た方にだけ、避難支援登録カードを持って民生委員が直接訪問するという仕組みをとっている。

避難支援登録カードを回収するときに、関係機関で個人情報を共有してもよいかを本人に確認しており、同意を得たものを「登録台帳その1」、同意を得ていないものを「登録台帳その2」として保管している。平成19年11月時点で、「登録台帳その1」に記載されている要援護者は1,170名、「登録台帳その2」には9名が記載されている。要援護者の対象者総数は約2,500名とされている。

表 2-10 伊勢原市における要援護対象者一覧

対象者	内容
高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> 要介護高齢者等（要介護高齢者<要介護3以上>、寝たきり高齢者及び認知症） 一人暮らし高齢者 高齢者夫婦等世帯の高齢者
障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」） 知的障害者（療育手帳判定基準の障害程度「最重度(A1)及び重度(A2)」） 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認めるもの

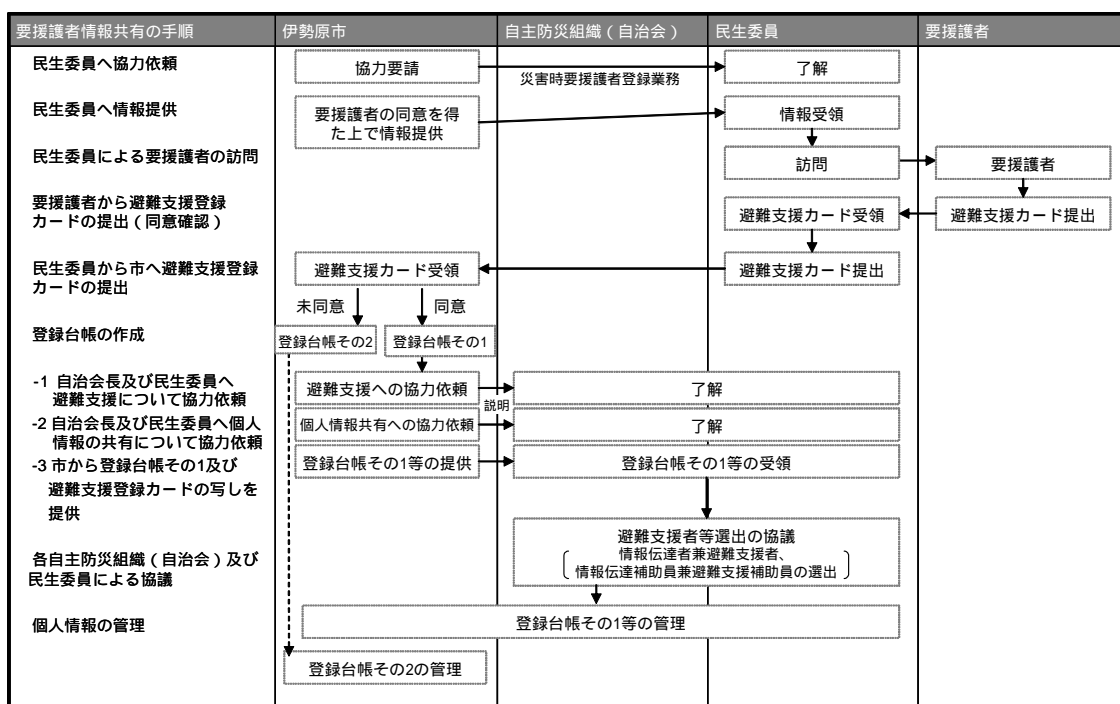


図 2-13 要援護者情報共有の手順

そこで、平成 19 年 12 月から個人情報の保護に関するチラシを制作し、支援者となる自主防災組織の代表と民生委員に対し配布（配布数：自治会 100 部、民生委員 124 部）し、計 5 回の説明会を実施した。丁寧な説明によって、自主防災組織の代表と民生委員の理解を得ることができ、名簿作成を推進することができた。

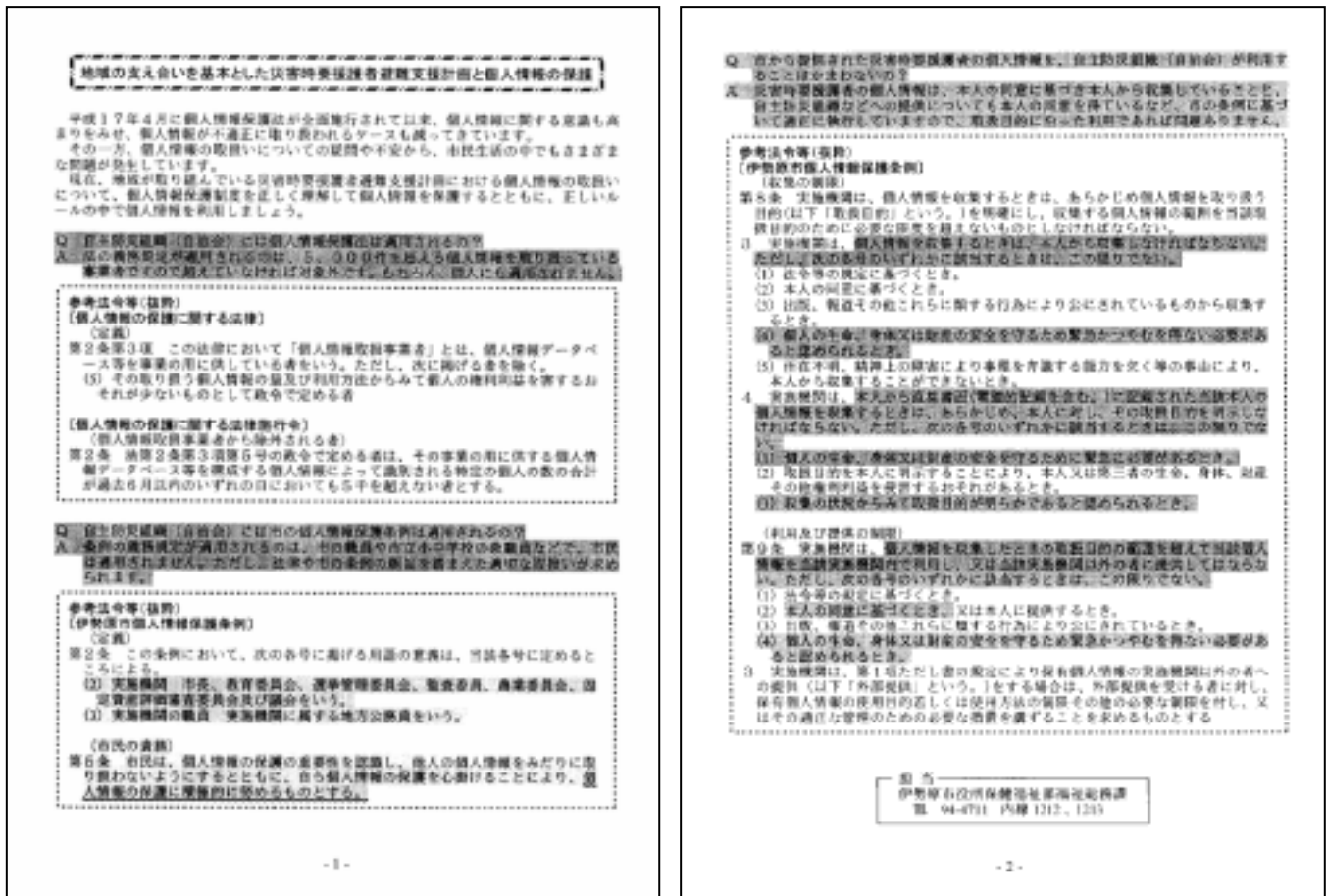


図 2-15 自治会長、民生委員向けのチラシ

(イ) 取組の特徴

伊勢原市では、民生委員のネットワークを利用した「同意方式」で要援護者名簿を作成した。既に顔見知りの関係の中で個人情報の収集を行ったケースが多かったため、要援護者の「過剰反応」を起こすことなく情報を収集することができた。この方法は、地域付き合いの関係が保たれている当地域であったからできた方法と言える。

(ウ) 取組の課題

「同意名簿その 2」についても、伊勢原市個人情報保護条例第 9 条第 1 項に基づき、災害時には自主防災組織の代表や民生委員に提供されるが、その物理的な提供の方法が定まっていない。災害時には通信手段や交通手段の確保が困難であり、確実な方法が必要になってくるため、検討していく予定である。

(エ) 取組による成果

伊勢原市災害時要援護者避難支援計画に基づき、要援護者名簿の作成を行い、1,170 名の名簿共有を行っている。

チラシの配布や説明会によって、避難支援者については、個人情報の使用目的や適正管理などについて一定の理解を得ている。

(iii) これからの取組

伊勢原市には、7 つの地区があり、全地区から要援護者名簿作成への協力の了解を得ているが、今後必要に応じて、個人情報保護を含めた伊勢原市災害時要援護者避難支援計画の制度について、広報等により周知を行うこととしている。

参考 URL

・『伊勢原市災害時要援護者避難支援計画』

<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/kakuka/fukushi/f-soumu/pdf/hinanshienkeikaku.pdf>